

☆医療的ケア：ヒヤリハット明確化 常勤看護師の役割も / 鳥取

毎日新聞 2015年10月28日 地方版

特別支援学校での医療的ケアのあり方を考える県教委の今年度3回目の運営協議会が23日、県西部総合事務所（米子市糺町1）で開かれた。看護師不足が続く県立鳥取養護学校（鳥取市江津）に配置予定の常勤看護師の役割や「ヒヤリハット」の基準、教育支援チームの業務内容を明確化した。

常勤看護師は養護教諭と連携し、ケアの手順書作成や非常勤看護師、教職員、保護者の相談に対応。校外でもケアの相談に応じる役割を持つとした。現在、同校の看護師は非常勤5人と派遣2人で1日5～6人体制。常勤看護師は県立中央病院や県立総合療育センターなどからの異動を想定し、県教委特別支援教育課は「できるだけ早く配置する」とした。

ヒヤリハットでは、これまで「アクシデント」（事故）と明確に区別する基準がなかったが、▽機器の故障などに気付いたが、子供に関係しない（レベル0）▽手順などを誤ったが、バイタル確認などで済んだ（同1）▽手順などの誤りで受診などを必要とした（同2）▽事故で病院搬送や治療を必要とした（同3）▽事故で後遺症が残った（同4）▽事故が死因となった（同5）――の6段階に分類。レベル0～1をヒヤリハット、2を事故、3～5を重大な事故と位置づけた。全て学校が県教委に報告し、運営協議会で共有するという。

教育支援チームは、学校からケアに関する依頼があった場合、医師▽看護師▽有識者2人（大学教授や退職した校長など）で構成するチームを派遣することとした。

…などと伝えています。

△平成27年度第3回鳥取県

特別支援学校における医療的ケア運営協議会の開催について ←10/23開催

<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease2.nsf/webview/FAEC6B594534BAF849257EE000169E0B?OpenDocument>

※鳥取養護学校 <http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriyo-s/>

☆県議会総務教育委：県内養護学校を視察 体制など聞き取り /鳥取

毎日新聞 2015年10月21日 地方版

県議会総務教育常任委（内田隆嗣委員長）はこのほど、県立鳥取養護学校（鳥取市江津）を視察した。県内の施設や運営について定期的に行う視察の一環で、この日は米子市立米子養護学校（同市車尾4）も訪問した。

委員らは校内を見学し、野坂尚史校長に聞き取り調査。野坂校長は看護師不足問題に触れて「現在、（臨時派遣以外の）学校看護師は4人。2人にリーダー的役割を担ってもらっている。9月からは月に1回、校長と面談している」と報告した。

委員らは看護師の辞職などを受けて学校が文書で提出した改善点について「校内組織図の見直しが改善点ということか」と質問。野坂校長は「（組織図全体の見直しではなく校内の特別委員会の）医療問題検討委員会の中で医療的ケアの体制を見直している」と回答した。校内で意見を言う場がないなどの問題があった看護師について「（組織図の）どこに入るのか」と問われると、「非常勤なので組織図の中に入れるのは難しい」とし、今後配置予定の常勤看護師は医療的ケアを管轄とする「保健安全部」に入ると説明した。

一方、同校では近年、生徒数の増加が続いているが、野坂校長は「教室確保の面から、これ以上の（生徒の）受け入れは限界（を超える）」と訴えた。

…などと伝えています。

△鳥取県議会総務教育常任委員会平成27年10月7日

<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/995168.htm#itemid995168>

＞・(16) 鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について

☆鳥取養護学校：常駐の教育相談員を配置 県教委 /鳥取

毎日新聞 2015年10月02日 地方版

看護師不足が続いている県立鳥取養護学校（鳥取市江津）に1日、保護者や教職員の相談に対応する「教育相談員」を県教委が配置した。県教委特別支援教育課によると、看護師の辞職問題を受けて同校から配置の要望があったという。

非常勤職員の子算枠で特別支援学校の校長経験者と教頭経験者を1人ずつ雇用。常時1人は学校に待機し、保護者や生徒、教職員から、医療的ケアや学校体制、教育上の悩みなどの相談に応じ、第三者の立場からアドバイスをするという。

配置期間は今年度末までだが、同課は「必要に応じて来年度の予算要求を検討する」としている。

…などと伝えています。

△鳥取県議会総務教育常任委員会平成27年10月7日 資料 特別支援教育課

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/995170/kyouiku1007.pdf>

・鳥取養護学校における医療的ケア等の体制について P2～P3